

村山市ごみ出し支援業務実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等に対し軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の維持・向上を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

（利用対象者）

第2条 利用対象者は市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる世帯に属するごみ出しが困難な者とする。

- (1) 65歳以上のみの世帯
- (2) 障がい者のみの世帯
- (3) 65歳以上と障がい者のみの世帯
- (4) 上記に準ずる世帯と市長が認める世帯

（事業の委託）

第3条 市長は公益社団法人村山市シルバー人材センター（以下「受託者」という。）に、この事業を委託するものとする。

（支援の決定）

第4条 ごみ出し支援を利用しようとする者は、市長にごみ出し支援利用申請書（様式第1号）を利用希望日の1週間前までに提出するものとする。

2 市長は申請書を受理したときは、速やかにその内容を調査及び審査し、ごみ出し支援の適否を決定し、その結果をごみ出し支援利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、受託者に対し決定通知書の写しをもって通知するものとする。

（実施方法）

第5条 利用者は指定のごみ袋を使用して、ごみを自らが分別する。

2 受託者の会員が利用者地区のごみ収集曜日に合わせ、前項のごみ袋を利用者宅から指定集積所にごみを搬出する。

（利用単価と自己負担）

第6条 受託者の1回あたりの作業は30分程度とし、利用単価は800円とする。

2 利用単価のうち、利用者の自己負担は1回100円とし、残りは市が負担する。

3 利用者は、前項の自己負担額について、受託者が定める期日まで受託者に支払わなければならない。

(委託料)

第7条 市は委託料として、利用単価から利用者負担単価を除いた額に利用回数を乗じた額を受託者に支払うものとする。

(委託料の請求)

第8条 受託者は、毎月末締めで委託料を計算し、翌月の10日までに市長に請求するものとする。

(簿冊等の整理)

第9条 受託者は、この業務を行うため次の帳簿等を備え整備しなければならない。

- (1) ごみ出し支援業務に従事した会員及び実施した日時、内容、時間、金額等を記録した簿冊等
- (2) 前号に掲げるもののほか、関係する簿冊、文書等

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。